

南知多町都市計画審議会 議事録

1 日 時 令和5年3月20日(月) 開始 午後1時30分

終了 午後2時30分

2 場 所 南知多町役場 大会議室

3 委員の総数及び出席者の数並びにその氏名

イ 委員の総数 14名

ロ 出席者 14名

石垣菊蔵、山本優作、石黒充明、  
松川保則、山本友裕、磯部泰和、  
内田敏明、常山節也、丹羽徳男、  
山下 陽、山本昌弘、鈴木甚八、  
飯田順子、山本多恵

ハ 欠席者 無

4 その他の出席者

事務局	建設経済部長	滝本恭史
	建設課長	山本 剛
	都市計画係長	石橋暁登
	事務職員	山本丞馬、林 俊太

## 5 内 容

事務局（山本）	<p>お待たせをいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、都市計画審議会を開催いたします。本日進行を務めさせていただきます、私、建設課長の山本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席者でございますが、お一方少し遅れると連絡が入っておりますが、委員14名中14名であり全員参加となりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>まず初めに、事務局、建設経済部長滝本より一言ご挨拶をさせていただきます。</p>
部長（滝本）	<p>失礼します。建設経済部長の滝本でございます。</p> <p>本日は、年度末のお忙しい中、都市計画審議会へご参集いただき、ありがとうございます。本審議会ですが、都市計画に関する事項について、町長の諮問に対して審議する機関となっております。</p> <p>つきましては、本日も数件のご議論、ご検討いただく案件がございますので、皆様からのご意見を頂戴したいと存じます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（山本）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、丹羽会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長（丹羽委員）	<p>本日は、公私共にお忙しいところ、都市計画審議会にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、景観計画策定について、暫定用途地域の解消について、都市計画法第34条第2号の取扱い変更について、以上3点の今年度の取組みです。</p>

<p>事務局（山本）</p>	<p>また、都市計画道路豊丘豊浜線開通及び交差点改良について事務局より報告していただきます。</p> <p>各報告に対し、活発なご意見を頂戴し、有意義な会となりますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の資料について確認をさせていただきます。</p> <p>南知多町都市計画審議会次第と題した資料をごらんください。その後ろに、委員名簿、配席表、南知多町景観計画策定状況の報告について（資料1）、暫定用途地域の解消に向けた報告について（資料2）、都市計画法第34条第2号の取扱い変更について（資料3）をお渡ししております。</p> <p>資料に不足等はございませんでしょうか。</p>
<p>事務局（石橋）</p>	<p>事前に資料を配布したことにより、配席表を付けておりませんでした。大変申し訳ございません。</p>
<p>事務局（山本）</p>	<p>配席表以外の資料に不足はございませんでしょうか。</p> <p>（不足無し）</p> <p>それでは、引き続き審議会へ入っていきたいと思います。</p> <p>当審議会の議長は、条例第7条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、ここからの議事の進行については会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>それでは、ここからの議事進行は、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

それでは、まず、本日の審議会に対して傍聴希望者がありません。

当審議会の会議は、南知多町都市計画審議会運営規則第7条の規定により、「公開する。」となっておりますが、ただし書きに「非公開とする旨を議決した場合は、この限りではない。」となっておりますので、皆様にお諮りいたします。

当審議会の本日の会議を非公開とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。また、公開すべきだと思われる方は、挙手をしないでください。

それではお願いいたします。

(挙手無し)

賛成が半数以下ですので、本日の会議は公開することとします。

それでは、議事に先立ち、審議会運営規則第9条により本日の会議の議事録署名者を2名指名いたします。

議事録署名者として山本優作委員と松川保則委員をお願いします。

続きまして、次第2の報告事項として、1番目の「南知多町景観計画策定状況の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局（石橋）

それでは、次第2（1）「南知多町景観計画策定状況」につきましてご報告をさせていただきますので、資料1をご覧ください。

表紙の裏面に令和4年度、右ページに令和5年度の工程表を添付してございます。

2月時点での計画の進捗状況は、赤矢印線のとおり当初の予定どおり順調に遂行できております。

2段目の「町民等アンケート調査」の詳細はこの後、ご報告いたしますが、回答結果は、町内33.8%、訪問者2.1%となりました。

工程表中段の「3. 景観計画策定」の項目を現在検討しており、3月27日の第2回策定委員会での意見をいただき、初年度の工程を全て終了する予定でいます。

右ページが令和5年度の工程になります。

最下段に朱書きで示しましたが、4月の固定資産税納税通知書に同封する形で町外在住者の方へのWEBアンケートを追加実施いたします。件数として約4,000件を予定しています。

その後、地区別ワークショップにて町民の皆様からのご意見を頂戴し、基本方針や行為の制限についても検討し、本町の自然豊かな優れた景観を資産として活かし、その美しい景観を次世代に継承できるような、みなみちたらしさのある景観計画の策定を目指します。

また、令和5年度のこの時期に開催します当審議会では、本計画に対し、委員の皆様にはご審議をいただき、意見を頂戴することとなりますので、その際はどうぞよろしく願います。

続いて、次ページをご覧ください。

9月30日に開催した第1回作業部会の内容となります。作業部会では、庁内連携を図るため、関係各署よりメンバーを構成し、事務局より「景観とはなにか」「景観の重要性」について説明を行った上で、今回のテーマとして、各課での施策を紹介いただき、そこから景観に繋がる施策のアイデアを出し合うことを行いました。

右ページは、関係各課の施策の紹介や景観施策に対するアイデアになります。様々な課題や今後の解決策の元となるアイデアを出し合ったものでございます。

次ページをご覧ください。

1月25日に開催した第2回作業部会の内容となります。

本回では、各課が持ち寄った景観施策等について、職員自らがプレーヤーとなったことをイメージしながら「景観まちづくり」につ

いて考え、前回からさらに増員し意見交換を行うことができました。

右ページをご覧ください。Aグループでは「空き家・空き店舗」、Bグループでは「海・海岸のゴミ」をテーマに施策アイデアを出し合い、検討いたしました。

様々な問題・課題を浮き彫りにし、今後どのように対応していくべきかを1人のプレイヤーとして意見交換を行いました。

次ページをご覧ください。

11月9日に開催した第1回策定委員会の内容となります。

中段右側にあります委員構成ですが、名古屋市立大学名誉教授、瀬口哲夫氏を会長、南知多町観光協会事務局長、久世守氏を副会長に選任し、今後様々な案件を検討していきます。

右ページをご覧ください。

上段では、本町の景観の特徴の一部を紹介しております。ご覧のとおり、自然と調和した風景が多く見受けられます。

一方で景観の課題においては、中段にあります①～⑦のようなものが挙げられ、委員の皆様からも様々なご意見を頂戴いたしました。

次回、第2回策定委員会では、今年度検討してきました景観計画のたたき台を提示し、意見を聴取することとなります。

次ページをご覧ください。

左側が町内在住者アンケート、右側が町外在住者アンケートとありますが、実際は町外在住者で南知多町を一度でも訪問をしたことがある方へのアンケートとなります。

まず、左ページをご覧ください。

景観に関して問題になっているものについては、「集落や町の中の空き家、空き店舗」が66.9%と最も多く、「海・海岸のゴミ」が60.4%、「太陽光発電パネル」が46.2%と続いています。アンケート第1位となった問題に関し、空き家担当からの情報によれば5軒

に1軒が空き家状態となっているほど深刻であるとお聞きしており、在住者が思う課題と一致しているのも分かります。

また、「周辺の町並み・風景と合わない建物」が最も少ない意見でした。

次に、下段の地区別回答をご覧ください。内海・山海地区では太陽光発電パネルが高いものの、篠島では最も低く、また、豊丘・大井では空き家問題は低いですが、篠島では最も高いなど、地区によって問題が大きく異なることがわかりました。

次に右ページをご覧ください。

町外からの訪問者の方々からの視点では、「海・海岸のゴミ」、「集落や町の中の空き家、空き店舗」、「太陽光発電パネル」の順に問題視しています。

また、「周辺の町並み・風景と合わない建物」が最も少ないものでした。

ただ、その一方で「問題だと思う点・気になった点はない」と42.2%の方が回答をされております。

次ページをご覧ください。

アンケート結果や作業部会、策定委員会から出た課題を整理し、一覧にしたものになります。それぞれが抱える問題点に対し、解消に向けた論点をまとめています。

次のページをご覧ください。

赤線でまとめたものは、町内在住者も訪問者も意識が高く、魅力を継続して維持していくことが重要な要素となっています。

青線でまとめたものは、町内在住者は意識が高いが、訪問者は低い結果のため、魅力を対外的に発信することが重要な要素となっています。

一方で、緑線でまとめたものは、町内在住者は意識が低く、訪問者の意識が高いため、視点を変えてみる取組みを考えることも必要だと感じます。

	<p>黄線でまとめたものは、どちらも魅力を感じていないという結果になりましたが、町内には様々な重要文化財や名所があると思っ ていますので、今後町内外への発信が必要だと改めて感じました。</p> <p>最後のページでは、各課題について問題解決型と魅力向上型にま とめてみました。</p> <p>景観形成の基本的な方針や良好な景観形成に向けた整備・保全に 関する施策を明らかにすることは重要であり、民有地に対しての私 権確保の観点からも、町民の皆様と十分な協議を行い、景観に対す る方向性を共有し、観光地「南知多」として、本町にふさわしい景 観に対するルール作りを行い、より良い「まちづくり」につなげて いくものです。</p> <p>今回挙げました課題に対しても解決に向けて検討することが不可 欠だと思っています。</p> <p>以上で、景観計画の報告を終了いたします。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この報告について質問がありましたら、挙手をして、指名をさ れてから発言をお願いします。</p> <p>（質問無し）</p> <p>無いようですので次に移ります。</p> <p>それでは、2番目の「暫定用途地域の解消に向けた報告につい て」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（石橋）</p>	<p>続きまして、（2）暫定用途地域の解消に向けた現状の報告で あります。資料2をご覧ください。</p> <p>本件については、7月の同審議会でも同様の報告案件を挙げさ せていただきました。</p> <p>暫定用途地域は、土地区画整理事業を予定していたことから、</p>

暫定的に建蔽率30%、容積率50%の第一種低層住居専用地域に指定した地域であり、本町には5か所存在します。

そのうちの3か所（内海第二、山海、豊浜）の解消に伴い、愛知県への資料提出をした内容や今後の進め方についてご報告をさせていただきます。

まず、表紙の裏面をご覧ください。

内海第二地区です。現在、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域へ変更するものでございます。大きく変わることはございませんが、家を建築する際に必要な建蔽率が30%から60%、二階建て等に必要な容積率が50%から200%に緩和されるため、建物の建築がし易くなると思っただければと思います。

当該地区の手続きを行うためには、地権者の3分の2以上の合意が必要であるため、中段にあるとおり、平成30年度の地元説明会に始まり、地権者より合意を得ることができたため、現在手続きを進めております。

次ページから、素案、さらには合意状況が添付してございます。また、数ページ跳ねていただきますと、中段にカラーの航空写真がある現状についての資料をご覧ください。

こちらが、内海第二地区の全景となります。主要地方道半田南知多線を中心に東西に分かれた土地となります。

資料を順にご覧いただきたいと思います。 「暫定用途指定の経緯」、「アンケート結果、合意取得率」、「地区の現状として未接道敷地図」、「建物や道路を示した現況図」を添付しております。こちらの地区の3分の2以上の地権者の合意を得て、解消に向けて動いております。

数ページ跳ねていただきますと、左側に変更前と右側に変更後の用途地域対照図を添付してございます。示したとおり、右側の変更後では、他の地域と同様に第一種住居地域となりますので、

よろしく願いいたします。

次ページをご覧ください。

ここから、山海地区の状況を添付しておりますが、内海第二地区同様に地権者の3分の2以上の合意を得て、第一種住居地域へ変更していくものでございます。内海第二地区よりも少し地権者数は少ないですが、同様に地権者の合意状況を示してございます。

数ページ跳ねていただきますと、中段にカラーの航空写真がある資料になりますが、国道247号の山側の土地で、地区は大泊地区になります。

また、そこから数ページ跳ねていただきますと、左側に変更前と右側に変更後の用途地域対照図を添付してございます。内海第二地区同様に、第一種住居地域となりますので、よろしく願いいたします。

次ページをご覧ください。

豊浜地区の状況を添付しております。豊浜地区は、地権者数が少ないこともありますが、100%の合意を得て変更することができます。当地区は、他の2地区とは少し用途が異なる、準住居地域への変更となりますが、隣接する用途地域と合わせて指定したものであり、第一種住居地域と大きな違いはございません。以降、豊浜地区の現況を添付しております。

数ページ跳ねていただきますと、中段にカラーの航空写真がある資料になりますが、役場の東側の土地になります。

さらに数ページ跳ねていただきますと、左側に変更前と右側に変更後の用途地域対照図を添付してございます。準住居地域となりますので、よろしく願いいたします。

今後は、この3地区の素案を基に、4月に地元説明会の開催及び愛知県への書類提出、案の縦覧、今年7月予定で当審議会への審議を経た上で、最終的に9月頃の告示を行い、変更する流れ

<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>となります。</p> <p>以上で、暫定用途解消に向けた報告について終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>（松川委員挙手）</p> <p>はい、松川委員。</p>
<p>松川委員</p>	<p>解消した土地の活用はどのように変化して町の発展に繋がっていくのか想定していますか。</p>
<p>事務局（石橋）</p>	<p>現在の土地活用として、太陽光設備が目立っています。太陽光設備よりも、建蔽率等の緩和により住宅等が建ち易くなり、土地の売買や後継者が新たに住宅を建ててもらうことを想定して解消を考えています。</p>
<p>松川委員</p>	<p>土地の流動性を高めるということですね。</p> <p>また、町の中に太陽光設備がそれほど進出しないということも意識できるのか。景観とも関係性が出るが、町の住宅地に太陽光設備が入ることに少し違和感があり、その点も防ぐことができれば有難いと思っている。</p>
<p>事務局（石橋）</p>	<p>ご指摘のとおり、太陽光設備については環境課の所管において、ガイドライン及び条例を設けました。その中で、市街化区域に対する設備設置に対し規制が掛かるものとなっております。</p>
<p>松川委員</p>	<p>この航空写真を見ると、農地がまだ残っている。この農地を住宅地に転用していくのか、農地の位置付けをどのようにしていくかについて考えがありますか。</p>

	<p>農業委員の立場としては、農地転用の案件を目にすることがあり、住宅地の農地をある程度集約して農地として活用すべきか、それともこのエリアは住宅地として転用して有効的に活用していくべきなのかについて、方向性を考えているか。</p>
<p>部長（滝本）</p>	<p>市街化区域において緩和していくものであるため、住宅地として有効的に活用していきたい。また、農地に関しては市街化調整区域等において集約を図っていただきたいと考えています。</p>
<p>松川委員</p>	<p>エリア内には区画が整理された優良農地がまだ多く残っているため、他の地域で農地を探すより、この農地を活かしていく方が良いのではないかと思いました。</p>
<p>部長（滝本）</p>	<p>貴重なご意見として頂戴させていただきます。ありがとうございます。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>その他、ご質問はありませんでしょうか。 （山本委員挙手） はい、山本委員。</p>
<p>山本委員</p>	<p>例えば、内海地区で第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に変わったときに、農地がたくさんあると思うが、そこに新しい家を建築しようとした際、道路が無い土地が出てくるが、道路新設の考えはありますか。</p>
<p>事務局（山本）</p>	<p>細い道路で成り立っている地域ではありますが、過去に区画整理が中止になっているため、町が再開発を含めた面整備を行うという計画はない。ただ、現状道路をうまく利用して、未接道地にならないように土地活用していただきたいと考えています。</p>

会長（丹羽委員）	<p>その他、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>（質問なし）</p> <p>質問も無いようですので、それでは、3番目の「都市計画法第34条第2号の取扱い変更案について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（石橋）	<p>続きまして、（3）都市計画法第34条第2号の取扱い変更案についてご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。</p> <p>都市計画法第34条第2号について簡単にご説明いたします。</p> <p>市街化調整区域内で建物等を建築しようとする際にはクリアしなければならない条件があります。その中で、この同法第34条第2号では、「鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要なもの」は一定のルール、いわゆる取扱方針や運用基準を基に建築を許可するとしているものであります。そのルールについて、本町と美浜町及び愛知県との協議で定めており、これまでであったルールに対し、現在変更協議を行っているものでございます。その変更案を示したものが次ページからの資料になります。</p> <p>本町では、一部の区域を指定する「観光開発適用区域」と道路沿線に建築を可能とする「ドライブイン路線」という二通りのパターンがございます。資料を数ページ跳ねていただきますと、地図の添付があります。その地図中の赤色で示した箇所が「観光開発適用区域」、黄色、赤色、緑色、青色で示した路線が「ドライブイン路線」となっております。</p> <p>今回の変更協議等では、潮干狩り等海洋資源を観光利用する上で必要な建築物を適用施設に追記するとともに、近年のコロナ過において、人気が再熱したキャンプ施設等の宿泊を伴うアウトドア施設についても対象とすることで、多様化する観光客のニーズへの受入体制の拡充を図ります。</p> <p>この変更協議は、現在、美浜町と協議を重ね、愛知県へ書類を</p>

	<p>提出し、回答を待っている段階です。</p> <p>また、地図の①と②の間にあります、追加指定箇所と示してあるところは、この度内海海水浴場（千鳥ヶ浜）にあります、内海観光センターの老朽化による建替えに伴い、より良質な公共サービスの提供及び観光資源の更なる有効利用による賑わい創出のための民間活力導入を検討しており、当該建築予定敷地一帯の観光開発適用区域の追加を愛知県に協議するものです。</p> <p>以上で、34条第2号について、事務局からの報告事項を終わります。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告に対し、何かご質問はありませんでしょうか。</p> <p>（内田委員挙手）</p> <p>はい、内田委員。</p>
<p>内田委員</p>	<p>内海観光センター建設によるスケジュールは出ているか。</p>
<p>部長（滝本）</p>	<p>予定していたスケジュール協議で難航した部分があり、今年、再度地元の方々や町議会への調整を踏まえ、同年中にまとめ、来年夏過ぎくらいには建築を目指したい。</p>
<p>内田委員</p>	<p>解体が完了し、次の段階でどのような物が建つのかという構想が出るのはいつか。</p>
<p>部長（滝本）</p>	<p>現時点での計画しているものはあるが、年度早々（夏くらい）に地元の方々や町議会等からご意見をいただき、再度構想を立てることになります。</p>

<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>ただ今の質問が当審議会の内容から逸脱してきているため、これ以上は、担当課へお尋ねいただきたい。</p>
<p>内田委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>その他、何か質問はありませんでしょうか。</p> <p>（質問なし）</p> <p>質問がないようですので、報告事項について終わります。</p> <p>続きまして、次第3のその他について「都市計画道路豊丘豊浜線開通及び交差点改良の報告について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（山本）</p>	<p>それでは、資料はございませんが、都市計画道路豊丘豊浜線は、役場の前から国道247号までの道路については、昨年夏に完了し、開通いたしました。引き続き、交差点改良を行っていましたが、今月17日までが工期であり、完了しました。本改良に伴い、豊丘から豊浜方面に直進となり、大幅に経路変更となりましたので、走行の際はご注意ください。また、国道247号から海側については、未完成でありこれから用地買収後、事業が進むこととなる予定です。</p>
<p>会長（丹羽委員）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この説明に対し、何か質問がありますでしょうか。</p> <p>（鈴木委員挙手）</p> <p>はい、鈴木委員。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>延長道路の先で国道247号と合流する箇所には信号は付かないのか。</p>

事務局（山本）	現時点での警察協議の段階では、付かないとなっています。先ほどご説明しました、その先の道路が変則で狭く、対面していないことから現時点では難しいです。今後の事業により対面道路となって初めて、信号設置協議の条件になりますので、そこから再度協議となるものです。
鈴木委員	まだ慣れないこともあるが、違和感がある。
事務局（山本）	町としても防災危機管理室を通じて、警察（公安委員会）への協議をしていきます。
会長（丹羽委員）	鈴木委員のおっしゃった意見を踏まえ、事故が起こってからでは遅いので、今後は町からも強く要望をお願いしたい。 (石垣委員挙手) はい、石垣委員。
石垣委員	本件については、議会からも公安委員会の方に申出書を提出し、併せて森下県議にも要望として伝えてあります。
会長（丹羽委員）	事務局より何かございますか。
部長（滝本）	先ほど課長が説明した通りでございますが、まず、Tの字交差点の先を延長し、そこから信号設置協議を進めていきたいと考えております。例としては、内海のバイパスが同様にTの字交差点でしたが、その先を延長したことで信号が設置された経緯もあるため、まずは延長事業を進めていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

会長（丹羽委員）

その他、何かご質問はありませんでしょうか。

（鈴木委員挙手）

はい、鈴木委員。

鈴木委員

景観計画についてですが、私自身、観光業を営んでいるため、  
凄く興味を持っております。南知多町は、漁業と観光の町であり、  
内海方面から師崎、日間賀島、篠島へ向かう中でヤシの木が  
植樹してあるのを目にする。これは、町が植樹したものと、ライ  
オンズクラブが植樹したものがあるが、大井地区にあるヤシの木  
はライオンズクラブが綺麗に管理している。一方で、町が植樹し  
たヤシの木は無造作になっており、景観の観点からももう少し手  
を入れていただきたい。私の住む日間賀島も同様にライオンズク  
ラブが植えたものと、外周道路ができた際に町が植えたものがある。  
背が高くなってしまい、私たち観光協会が車の荷台から作業  
する分ではとても届かなくなってしまっている。今後を考え、ど  
ちらが植えたものという形ではなく、一緒に剪定作業を委託し、  
費用を折半する等、少しでも安価に抑えるような工夫をしていく  
ことができないかと考えて提案したが、「できない」と言われた  
過去がある。しかし、景観に対しこれだけのことを今後進めてい  
くのであれば、お互いに経費が掛からない方法としても考えてい  
くことで、管理が行き届いたヤシの木であれば、観光客の方のイ  
メージも良くなると思うので、ご検討いただきたい。

また、公共交通のバスについては、町民の足となり事業は否定  
するつもりは無い。ただ、大きなバスが日中に乗客ゼロで走るこ  
とに対し不経済であり、経費を考えた場合、朝夕の利用者がある  
時間帯は大型でも、日中の時間帯には少し小さいバスにする等、  
もう少し別の策を検討すべきだと思います。

事務局（山本）	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>町のヤシの木についても各課所管がありますが、例えば、海水浴場にあるものは建設課の所管であります。3年に1度、剪定予算を計上してございます。現時点で、観光協会との時期のズレがあるとすれば、時期を調整することはできますので、ぜひ協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、バスの件については、担当課へ繋ぎたいと存じます。</p>
会長（丹羽委員）	<p>委員の皆様、本日は貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>それでは、これを持ちまして、都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり、都市計画審議会の議事の次第を記録し、その正確なことを証するため、次に署名する。

議 長 丹羽徳男

議事録署名者 山本優作

議事録署名者 松川保剛